

●香川県警察本部告示第7号

香川県警察保護執行規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年10月7日

香川県警察本部長 千野啓太郎

香川県警察保護執行規程等の一部を改正する規程

(香川県警察保護執行規程の一部改正)

第1条 香川県警察保護執行規程(平成12年香川県警察本部告示第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(関係機関への事案の引継ぎ)</p> <p>第18条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第4条に規定する児童 同法 <u>第25条第1項</u>の規定により福祉事務所又は児童相談所に通告して引き継ぐこと。</p> <p>2・3 略</p> <p>(その他の機関との連携)</p> <p>第23条 警察官は、被保護者が児童福祉法第6条に規定する保護者に監護させることが不相当と認められる児童であることが明らかとなったときは、<u>同法第25条第1項</u>の規定により福祉事務所又は児童相談所に通告しなければならない。</p> <p>2 警察官は、被保護者が売春防止法(昭和31年法律第118号)第34条第3項に規定する要保護女子であることが明らかとなったときは、児童福祉法 <u>第25条第1項</u>の規定により福祉事務所又は児童相談所に通告した場合を除き、最寄りの婦人相談所又は婦人相談員に通知するものとする。この場合においては、婦人相談所の一時保護施設その他適当な施設への入所について配慮するものとする。</p>	<p>(関係機関への事案の引継ぎ)</p> <p>第18条 警察署長は、前条第1項の場合において、引き渡すべき被保護者の家族等がないとき、判明しないとき又は判明しても引き取らないときは、次の各号に掲げる被保護者の区分に応じ、当該各号に定める措置をとらなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第4条に規定する児童 同法 <u>第25条</u>の規定により福祉事務所又は児童相談所に通告して引き継ぐこと。</p> <p>2・3 略</p> <p>(その他の機関との連携)</p> <p>第23条 警察官は、被保護者が児童福祉法第6条に規定する保護者に監護させることが不相当と認められる児童であることが明らかとなったときは、<u>同法第25条</u>の規定により福祉事務所又は児童相談所に通告しなければならない。</p> <p>2 警察官は、被保護者が売春防止法(昭和31年法律第118号)第34条第3項に規定する要保護女子であることが明らかとなったときは、児童福祉法 <u>第25条</u>の規定により福祉事務所又は児童相談所に通告した場合を除き、最寄りの婦人相談所又は婦人相談員に通知するものとする。この場合においては、婦人相談所の一時保護施設その他適当な施設への入所について配慮するものとする。</p>

(香川県警察公印規程の一部改正)

第2条 香川県警察公印規程(平成12年香川県警察本部告示第22号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表第4（第2条関係）				別表第4（第2条関係）			
法令等	条項号	権限事務の内容	公印を押す書面	法令等	条項号	権限事務の内容	公印を押す書面
1	略			1	略		
2	児童福祉法 (昭和22年法律第164号)	<u>第25条第1項本文</u>	略	2	児童福祉法 (昭和22年法律第164号)	<u>第25条本文</u>	略
3～16	略			3～16	略		

(香川県少年警察活動実施規程の一部改正)

第3条 香川県少年警察活動実施規程（平成20年香川県警察本部告示第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(継続補導)</p> <p>第12条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 触法少年のうち、法第6条の6第1項の規定により送致すべき者又は児童福祉法第25条第1項の規定により通告すべき者に該当しないもの</p> <p>(3) 14歳未満のぐ犯少年のうち児童福祉法第25条第1項の規定により通告すべき者に該当しないもの</p> <p>(4) 略</p>	<p>(継続補導)</p> <p>第12条 活動規則第8条第2項（活動規則第13条第3項及び第14条第2項において準用する場合を含む。）に規定する継続的な補導の実施は、次に掲げる少年について行うものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 触法少年のうち、法第6条の6第1項の規定により送致すべき者又は児童福祉法第25条の規定により通告すべき者に該当しないもの</p> <p>(3) 14歳未満のぐ犯少年のうち児童福祉法第25条の規定により通告すべき者に該当しないもの</p> <p>(4) 略</p>

附 則

この規程は、平成28年10月7日から施行する。